

〔表 1 - 3〕 高年齢者にかかる就業率、雇用者比率

(単位:%)

性・年齢階級	就業者		雇用者	雇用者／高年齢者
男	[70.9]	100.0	58.4	41.4
55～59歳	[89.9]	100.0	70.0	62.9
60～64歳	[66.5]	100.0	53.2	35.4
65～69歳	[51.6]	100.0	40.1	20.7
女	[44.2]	100.0	51.9	22.9
55～59歳	[59.7]	100.0	64.0	38.2
60～64歳	[41.5]	100.0	46.4	19.3
65～69歳	[28.7]	100.0	30.4	8.7

平成12年 高年齢者就業実態調査 (厚生労働省統計情報部)

〔表 1-4〕 賃金決定の際の在老受給額考慮の事業所の割合

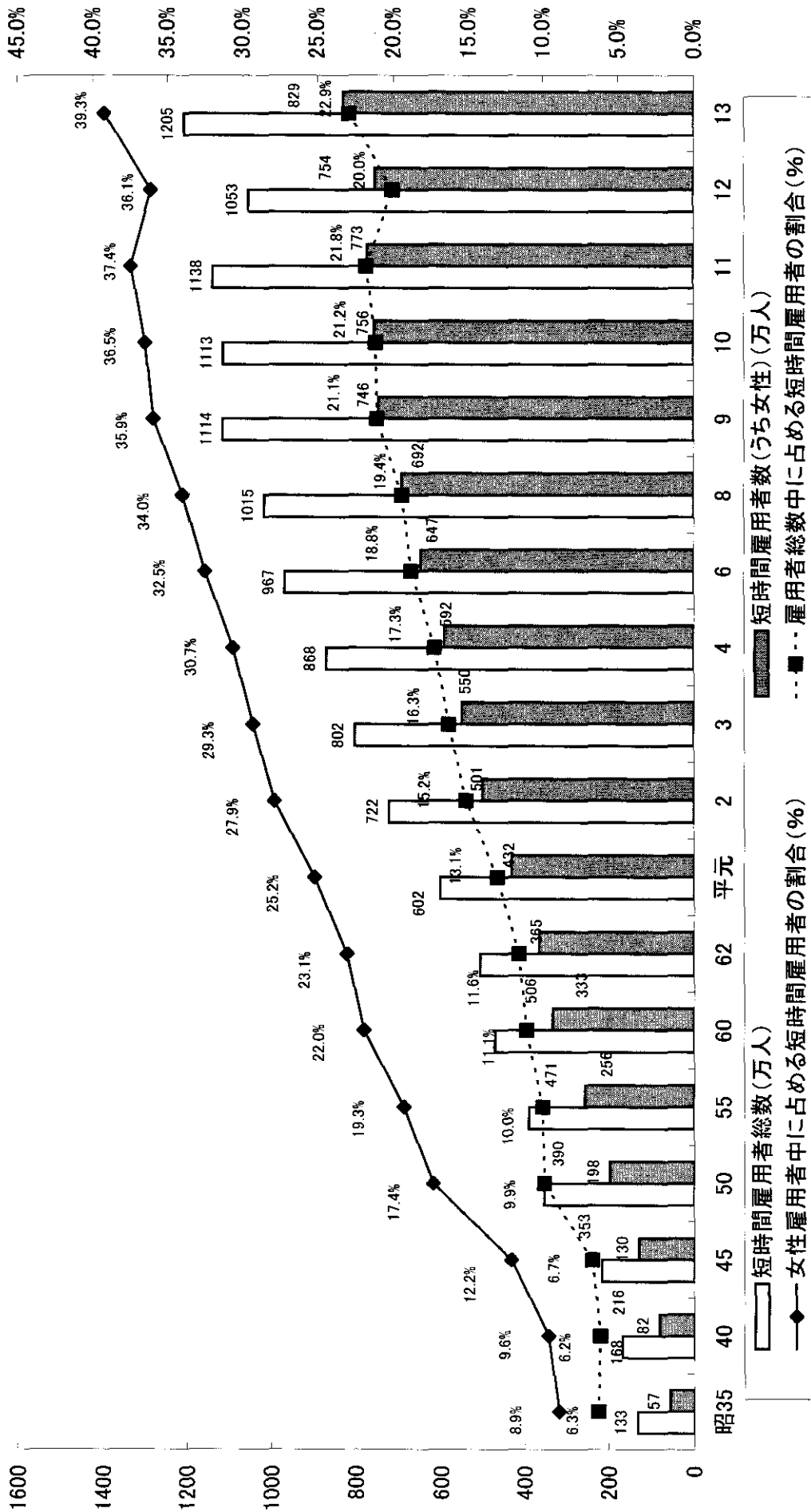
(単位：%)

区分	計	考慮した	考慮しない
厚生年金法改正(6年改正)以前	100.0	28.5	71.5
厚生年金法改正(6年改正)以後	100.0	30.2	69.8

(注) 計には不明分を除く。

(資料) 「平成8年高齢者就業実態調査」 (労働省)

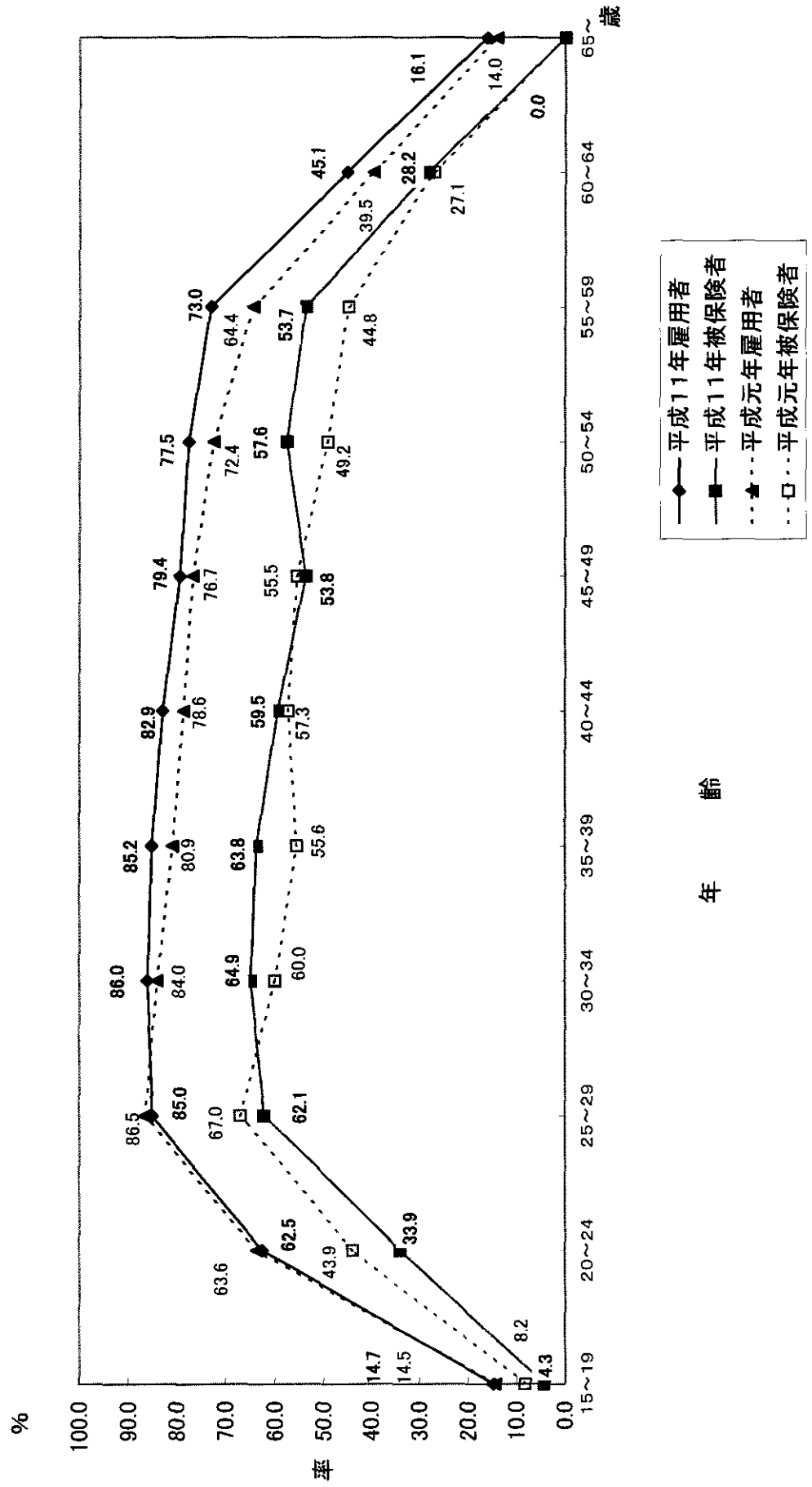
〔図1-1〕短時間雇用者数の推移（非農林業）



注：「短時間雇用者」…週間就業時間35時間未満の者

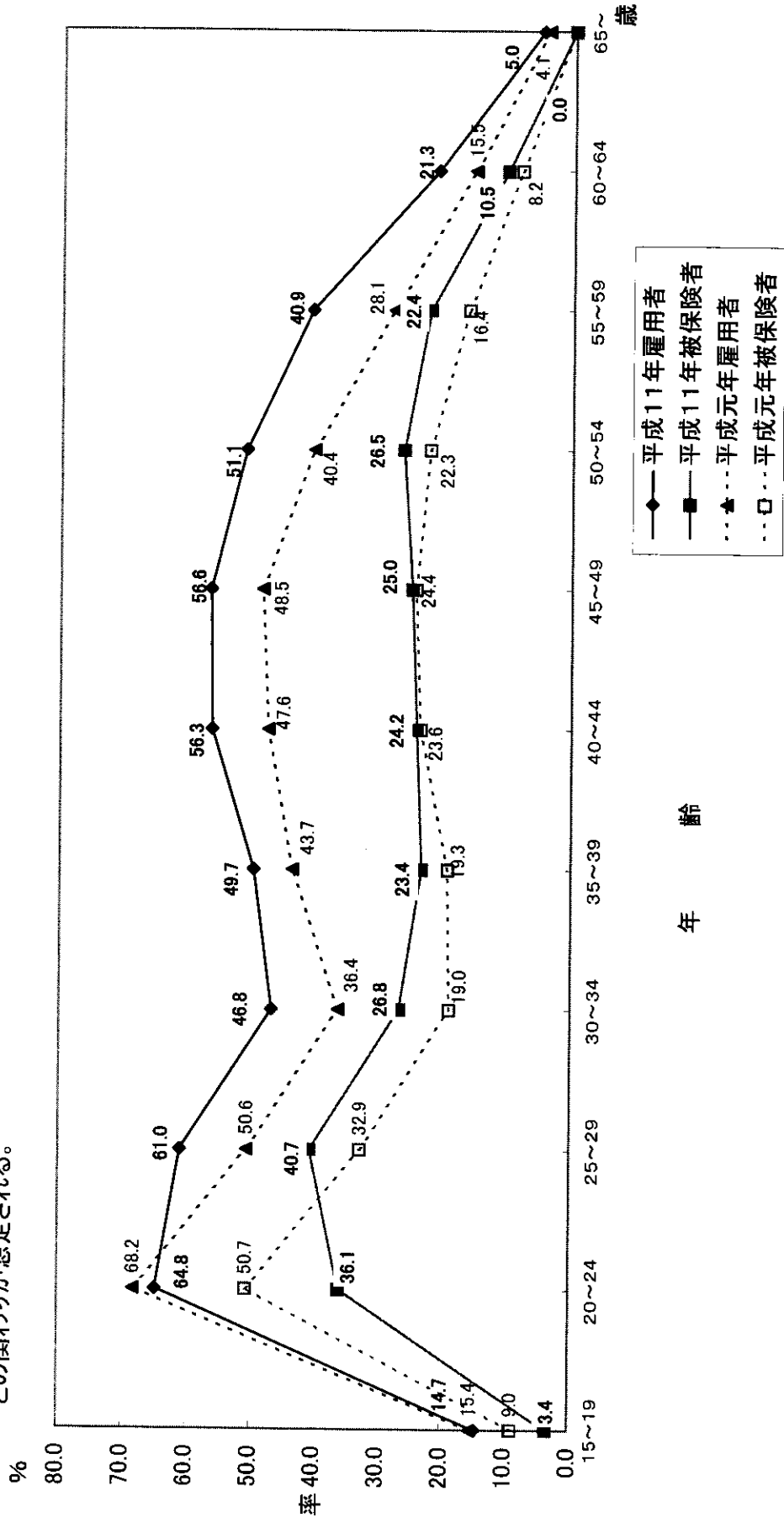
(資料)：総務省統計局「労働力調査年報」

[図1-2] 男子の年齢階級別雇用者比率(対人口・非農業)率及び厚生年金被保険者比率(対人口)の推移



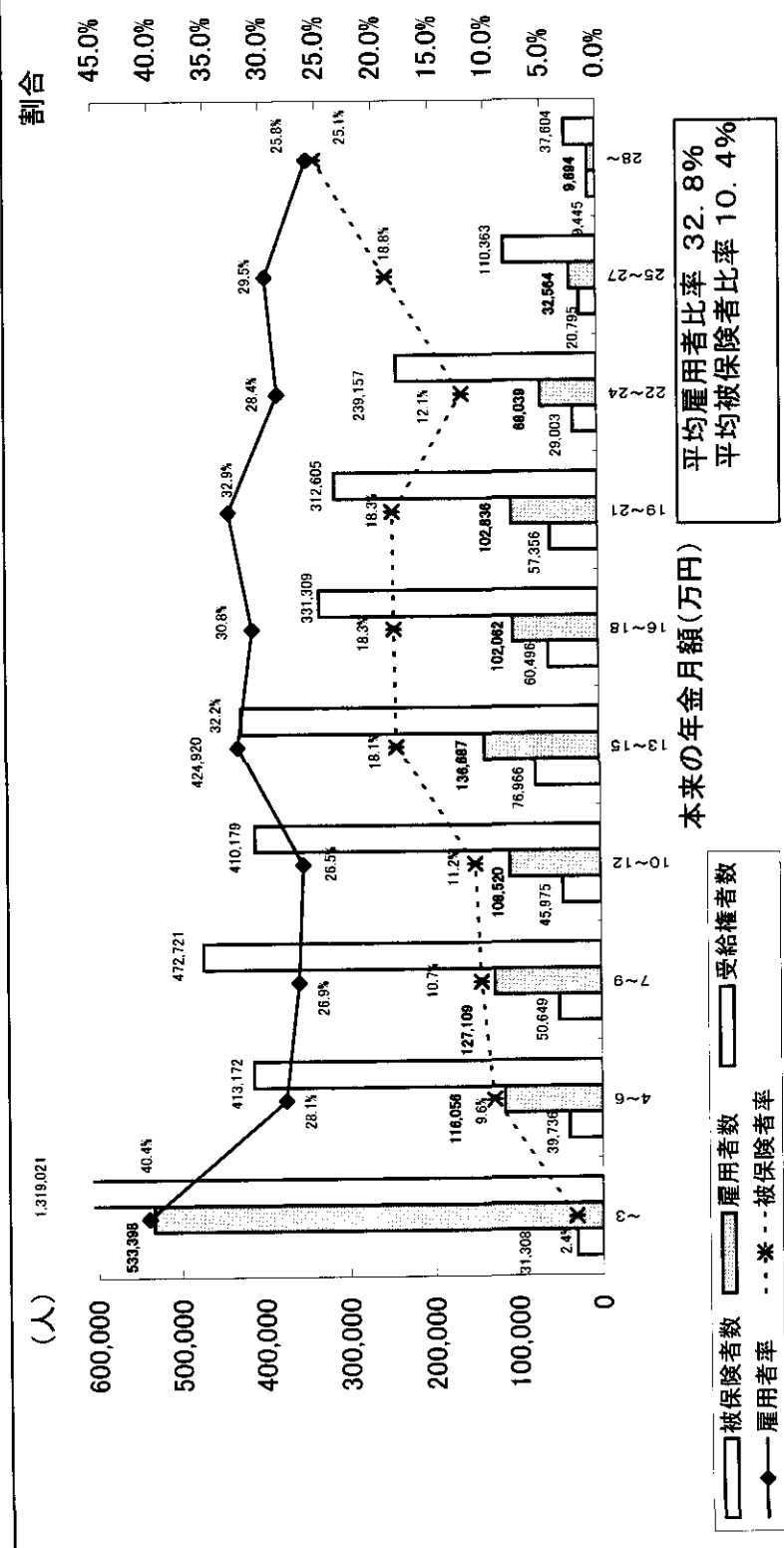
[図1-3] 女性の年齢階級別雇用者比率(対人口・非農業)率及び厚生年金被保険者比率(対人口)の推移

同一年齢階級内における「雇用者比率」と「厚生年金被保険者比率」の乖離は、この10年間に於いて全般的に拡大しており、特に40～49歳層や20～24歳層で顕著。パートタイム労働者の増大や若年層における不安定就業(フリーターなど)の増加との関わりが想定される。



【図1-4】特別支給の老齢厚生年金受給権者に占める雇用者・厚年被保険者の割合（平成12年）  
【年金月額別（本来の年金月額）】

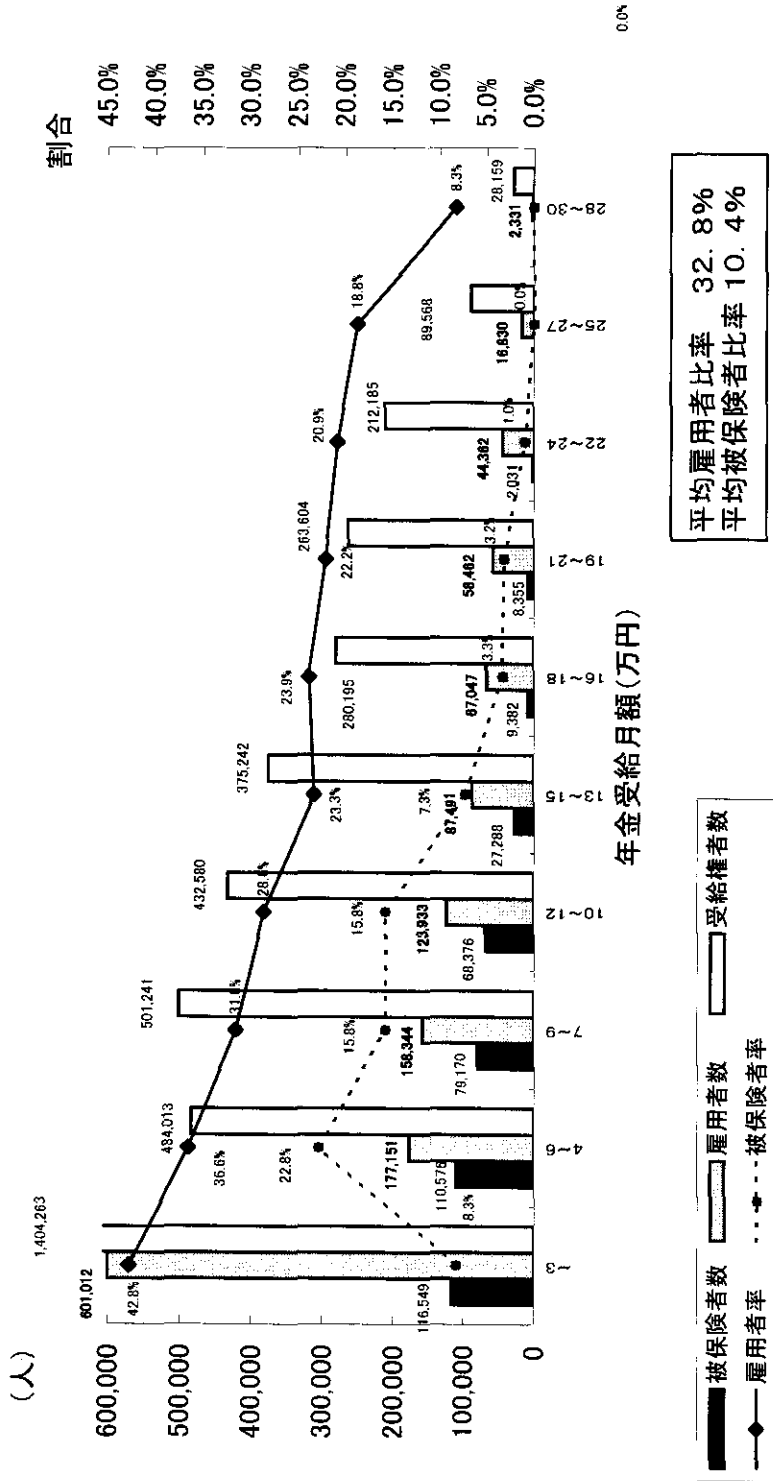
① 本来の年金額(すなわち、在職者については調整前の額)をもとに、「受給権者に占める雇用者の割合」を年金月額別にみた場合、3万円以下を除きおおむね平坦な分布となるが、13-21万円付近における者の比率が若干高い。  
 ② 「受給権者に占める厚年被保険者の割合」を年金月額別にみた場合、雇用者比率でみた場合よりも13-21万円付近における比率の高さが顕著。  
 ③ 「22-24万円における被保険者比率の低下については、在職老齢年金制度が影響している可能性があるのではないかと考えられる。  
 ④ また、年金月額が低いほど被保険者比率が低下することについては、年金額が本人の職業能力や経験を表している可能性が考えられるのではないかと考えられる。  
 ⑤ なお、60～64歳の高齢者全体に対する雇用者比率は、男35.4%、女19.3%である。(本調査の第3章参照)。  
 ⑥ 雇用者と被保険者の割合については、非適用事業所に雇用される者や短時間労働者が想定される。



(注)「雇用者」には「会社、団体などの役員(会社経営、役員等)であった」者を含まない。  
 (資料)：平成12年高齢者就業実態調査(厚生労働省)

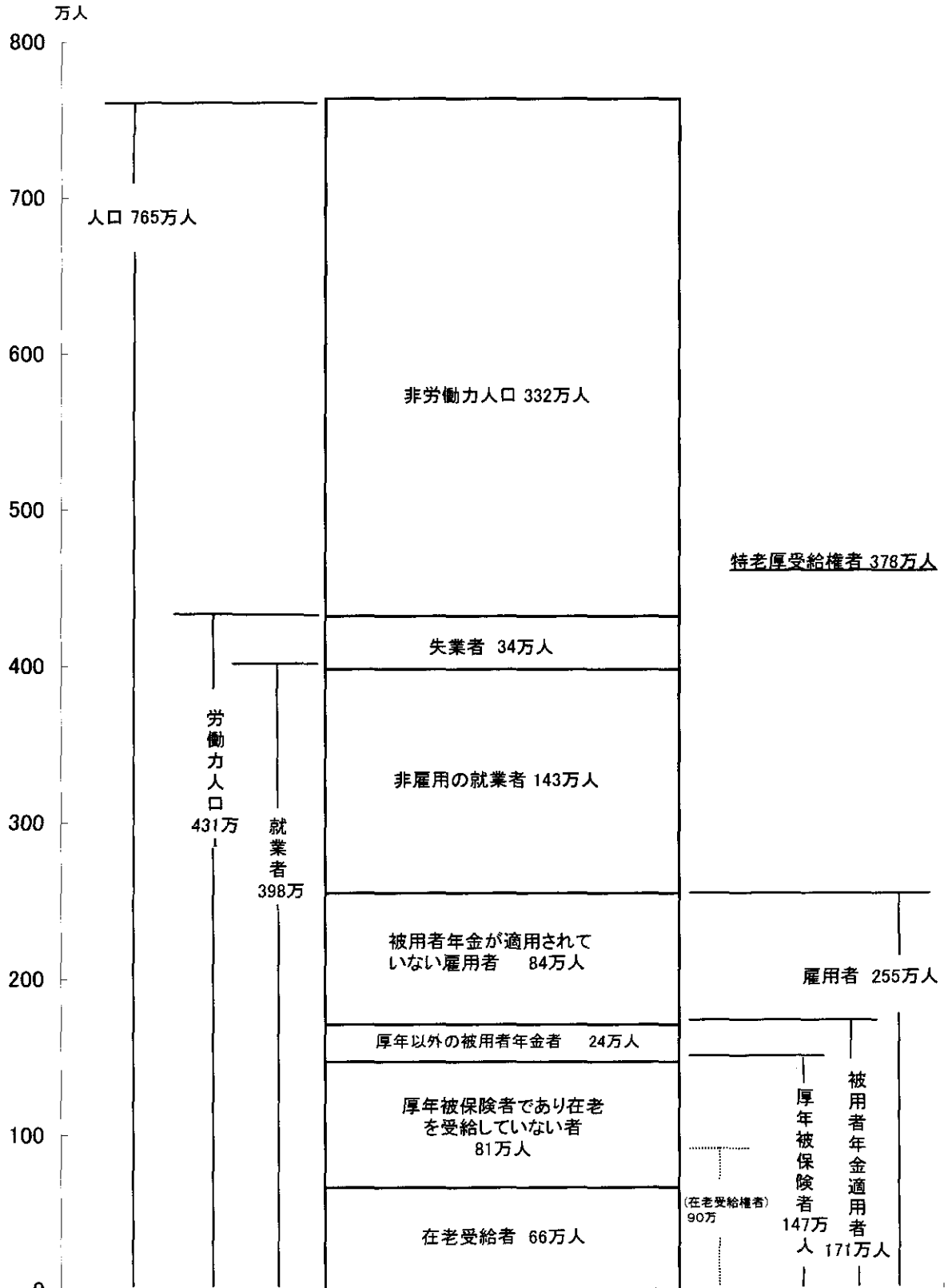
(参考)特別支給の老齢厚生年金受給権者に占める雇用者・厚年被保険者の割合(平成12年)  
【年金受給月額(実際に支給されている年金額)別】

- ① 「受給権者に占める雇用の割合」を受給月額別にみた場合、受給月額(在職老齢年金制度)の下で実際に支給する額は、受給額が0-3万円の場合で最も高く(42.8%)、受給額が増加するほど低下する。
- ② ただし、このことは、在職老齢年金制度の下で、厚年の被保険者として就労することで年金が全額支給停止しないし減額となる者が、低年金グループ(図の左側)に位置付けられる結果であることに留意。
- ③ また、「受給権者に占める厚年被保険者の割合」を受給月額別にみた場合、受給額が4-6万円の場合、受給額が増加するほど低下。
- ④ なお、60-64歳の高年齢者に対する雇用者比率は、男35.4%、女19.3%である(第3表参照)。
- ⑤ 雇用者と被保険者の割合の差については、非適用事業所に雇用される者や短時間労働者が想定される。



平均雇用者比率 32.8%  
平均被保険者比率 10.4%

〔図1-5〕60歳前半層の者にかかる就業等の状況（平成11年度）

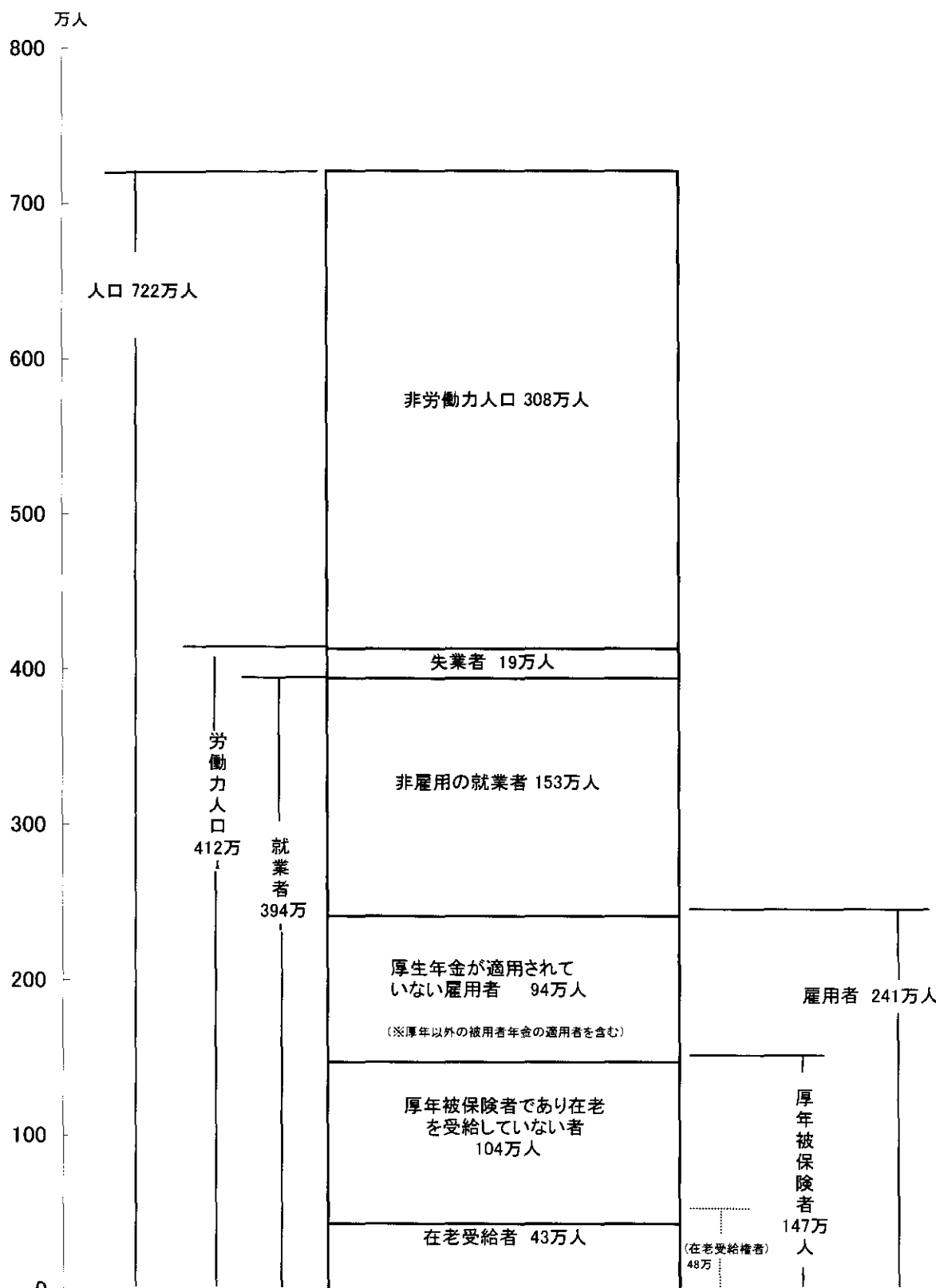


(注) 端数の調整等により数値が合計値と合致しない場合がある。

(資料) : 社会保険庁「事業年報」、総務庁統計局「労働力調査」



(参考1)60歳台前半層の者にかかる就業等の状況(平成5年度)



※端数の調整等により数値が合計値と合致しない場合がある。  
 ※特老厚受給権者、在老受給権者については、制度の仕組みが6年改正で変わっているため、平成11年度の特老厚受給権者数、在老受給権数との単純比較はできない。

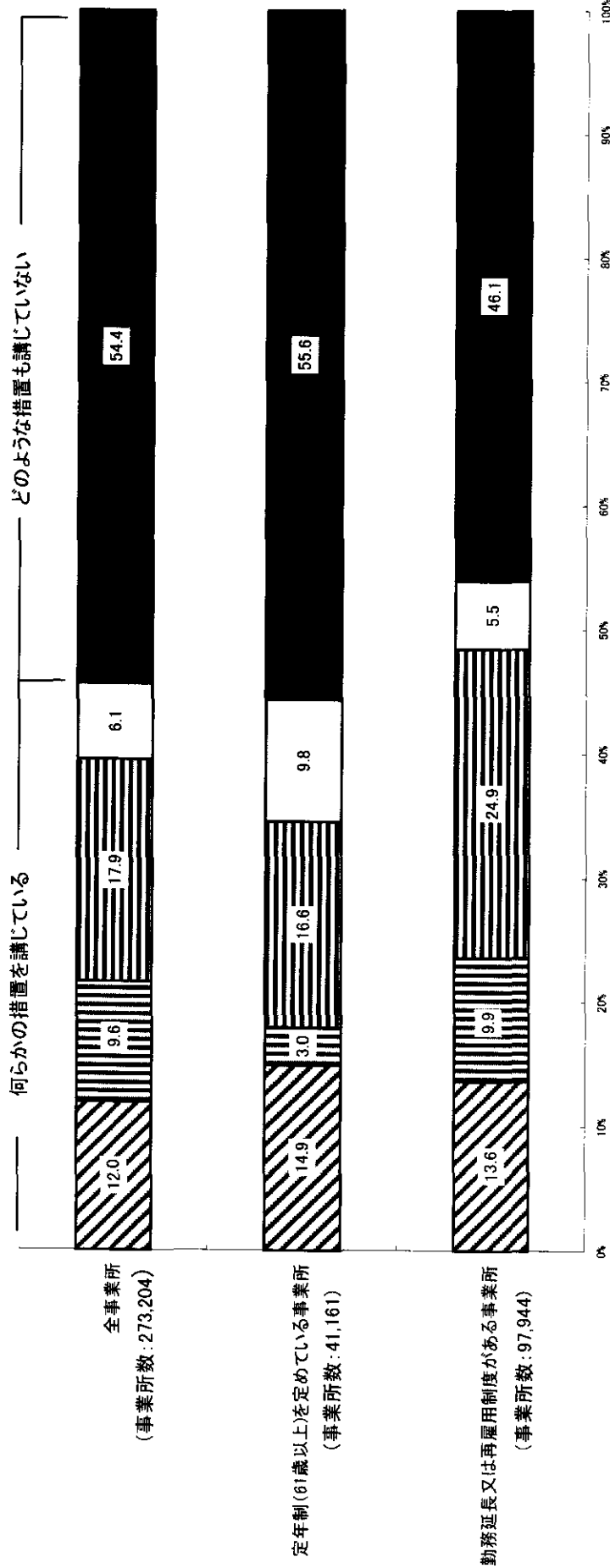
(参考2) 近年における厚生年金被保険者数の推移

単位：万人（カッコ内は％）

	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
就業者数	6,128	6,249	6,369	6,436	6,450	6,453	6,457	6,486	6,557	6,514	6,462
雇用者数	4,679	4,835	5,002	5,119	5,202	5,236	5,263	5,322	5,391	5,368	5,331
①厚年被保険者	2,992	3,100	3,196	3,249	3,265	3,274	3,281	3,300	3,299	3,249	3,202
①／就業者	(48.8)	(49.6)	(50.2)	(50.5)	(50.6)	(50.7)	(50.8)	(50.9)	(50.3)	(49.9)	(49.6)
①／雇用者	(63.9)	(64.1)	(63.9)	(63.5)	(62.8)	(62.5)	(62.3)	(62.0)	(61.2)	(60.5)	(60.1)
(男性)											
就業者数	3,654	3,713	3,776	3,817	3,840	3,839	3,843	3,858	3,892	3,858	3,831
雇用者数	2,929	3,001	3,084	3,145	3,193	3,202	3,215	3,238	3,264	3,243	3,215
②厚年被保険者	2,005	2,070	2,126	2,159	2,169	2,177	2,182	2,194	2,195	2,163	2,132
②／就業者	(54.9)	(55.8)	(56.3)	(56.6)	(56.5)	(56.7)	(56.8)	(56.9)	(56.4)	(56.1)	(55.7)
②／雇用者	(68.5)	(69.0)	(68.9)	(68.6)	(67.9)	(68.0)	(67.9)	(67.8)	(67.2)	(66.7)	(66.3)
(女性)											
就業者数	2,474	2,536	2,592	2,619	2,610	2,614	2,614	2,627	2,665	2,656	2,632
雇用者数	1,749	1,834	1,918	1,974	2,009	2,034	2,048	2,084	2,127	2,124	2,116
③厚年被保険者	969	1,013	1,055	1,077	1,083	1,085	1,087	1,095	1,095	1,077	1,061
③／就業者	(39.2)	(39.9)	(40.7)	(41.1)	(41.5)	(41.5)	(41.6)	(41.7)	(41.1)	(40.5)	(40.3)
③／雇用者	(55.4)	(55.2)	(55.0)	(54.6)	(53.9)	(53.3)	(53.1)	(52.5)	(51.5)	(50.7)	(50.1)

〔図1-6〕 企業規模別の在職老齢年金受給権者に係る賃金・労働時間に関する措置（平成12年）

- ① 「何らかの措置を講じている」事業所の割合は、勤務延長又は再雇用制度がある事業所において高く(53.9%)、「定年制(61歳以上)を定めている事業所」において低く(44.4%)なっている。
- ② 具体的な措置としては、「在職老齢年金と賃金の合計額が一定額以上になるように賃金・労働時間を調整している」の割合が高く、「老齢年金の支給停止額が2割を超えないように賃金・労働時間を抑制している」がそれに次ぐ。
- ③ なお、「勤務延長又は再雇用制度がある事業所」においては「在職老齢年金と賃金の合計額が一定額以上になるように賃金・労働時間を調整している」の割合が相対的に高く(24.9%)、「定年制(61歳以上)を定めている事業所」においては「標準報酬月額を37万円を超えないように賃金・労働時間を抑制している」の割合が相対的に低くなっている(3.0%)。



老齢年金の支給停止額が2割を超えないように、賃金・労働時間を抑制している。  
 在職老齢年金と賃金の合計額が一定額以上になるように賃金・労働時間を調整している  
 その他の措置も講じていない。

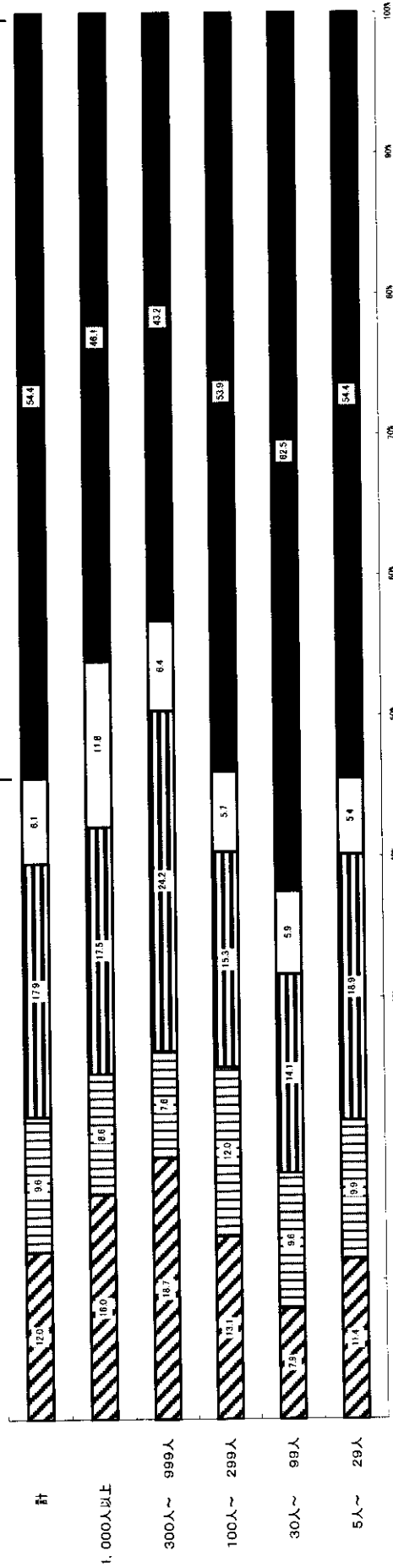
(資料)：平成12年高年齢者就業実態調査(厚生労働省)

(参考) 企業規模別の在職老齢年金受給権者に係る賃金・労働時間に関する措置(平成12年)

- ① 在職老齢年金受給権者に対し、賃金・労働時間に関し「何らかの措置を講じている」企業は、全体で45.6%。
- ② 規模が大きいが「何らかの措置を講じている」企業が多くなる傾向があり、300-999人規模で最も多く(56.9%)、30-99人規模で最も少ない(37.5%)。
- ③ 本調査の第19表と比較すれば、60-64歳層の高年齢労働者がいる事業所の割合の高い企業規模階層ほど、「どのような措置も講じていない」企業の割合も高い傾向がうかがわれる。
- ④ なお、単純な比較はできないが、平成8年調査において、「賃金決定の際の在職老齢年金受給額を考慮する事業所の割合」は、「考慮した」30.2%に対し、「考慮しない」は69.8%。

何らかの措置を講じている。

どのような措置も講じていない。

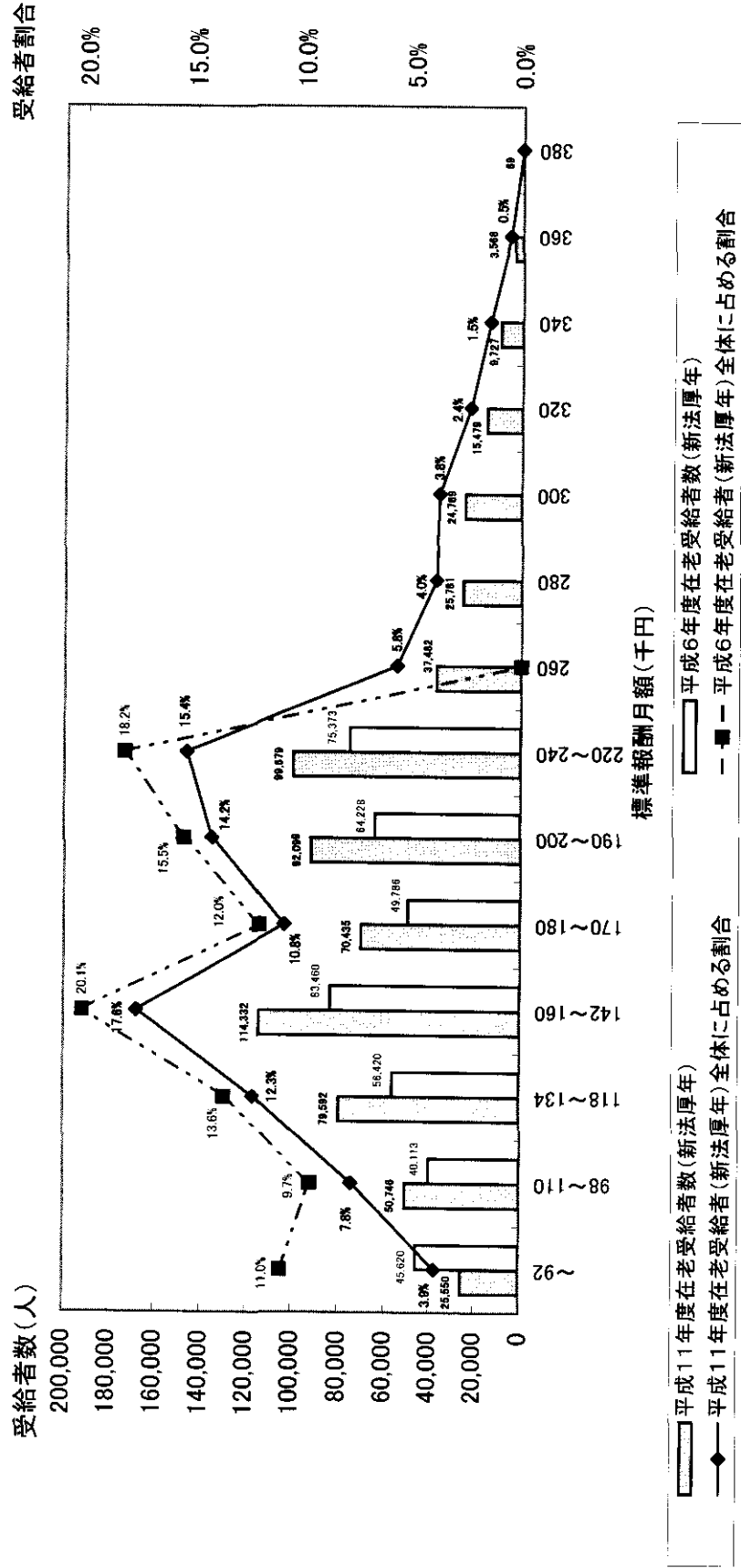


- 老齢年金の支給停止額が2割を越えないように、賃金・労働時間を抑制している。
- 標準報酬月額が37万円を超えないように、賃金・労働時間を抑制している。
- 老齢年金と賃金との合計額が一定額以上になるように賃金・労働時間を調整している
- その他
- どのような措置も講じていない。

(注) 選択肢中、  
 ①「老齢年金の支給停止額が2割を越えないように賃金・労働時間を抑制している」場合は、年金額の2割カットのみで、賃金の増加2に対し年金1が減額される調整は行われないうこととなり、  
 ②「標準報酬月額を37万円を超えないように賃金・労働時間を抑制している」場合には、賃金額が37万円を超す場合の賃金増加分に対する調整が行われないうこととなる。

〔図1-7〕標準報酬月額別在老受給者（新法厚年）数・割合

① 平成11年の在老受給者標準報酬月額分布をみると、平成6年改正前の在老受給者にみられた「142～160千円」と「220～240千円」の2つのピークが依然存在する。  
 ② この2つのピークは、平成6年改正前の在老制度でいえば、5割受給ないし年金額をゼロにしない2割受給が可能な標準報酬である。  
 ③ 平成6年改正により在老支給停止の仕組みが緩和された事により、260千円以上(6年改正前では全額停止)の標準報酬で働く者が新たに発生。



(資料) : 事業年報(社会保険庁)